

令和 5 事務年度における相続税の調査等の状況

令和 6 年 12 月
関東信越国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税の実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、相続税の実地調査を実施しました。

令和5事務年度においては、令和4事務年度から、実地調査件数は1,316件（対前事務年度比100.2%）で横ばい、追徴税額合計は89億円（対前事務年度比104.5%）と増加しました。

○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	1,313 件	1,316 件	100.2 %	
②	申告漏れ等の非違件数	1,077 件	1,103 件	102.4 %	
③	非違割合 (②/①)	82.0 %	83.8 %	1.8 ポイント	
④	重加算税賦課件数	245 件	212 件	86.5 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	22.7 %	19.2 %	▲3.5 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	348 億円	366 億円	105.1 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	78 億円	76 億円	97.8 %	
⑧	追徴 税額	本税	74 億円	77 億円	104.5 %
⑨		加算税	12 億円	13 億円	104.2 %
⑩		合計	86 億円	89 億円	104.5 %
⑪	1 実 件 地 当 地 た 調 り 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	2,653 万円	2,783 万円	104.9 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	652 万円	680 万円	104.2 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

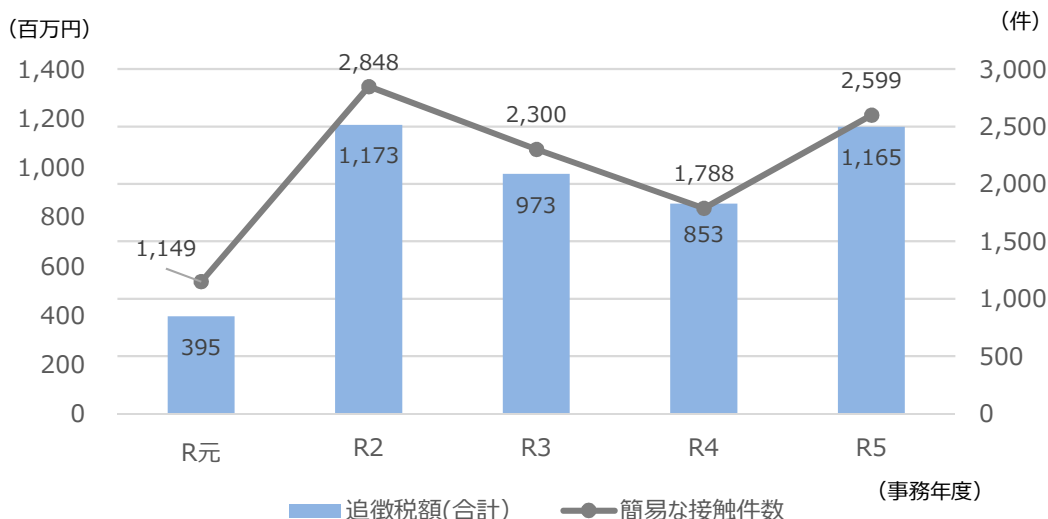
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和5事務年度においては、令和4事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は2,599件（対前事務年度比145.4%）、申告漏れ等の非違件数は747件（同136.6%）、申告漏れ課税価格は10,259百万円（同136.6%）、追徴税額合計は1,165百万円（同136.6%）と増加しました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	1,788 件	2,599 件	145.4 %	
②	申告漏れ等の非違件数	547 件	747 件	136.6 %	
③	申告漏れ課税価格	7,512 百万円	10,259 百万円	136.6 %	
④	追徴税額	本税	809 百万円	1,087 百万円	134.4 %
⑤		加算税	44 百万円	78 百万円	178.1 %
⑥		合計	853 百万円	1,165 百万円	136.6 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	420 万円	395 万円	94.0 %
⑧	2 追徴税額	追徴税額 (⑥/①)	48 万円	45 万円	94.0 %

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

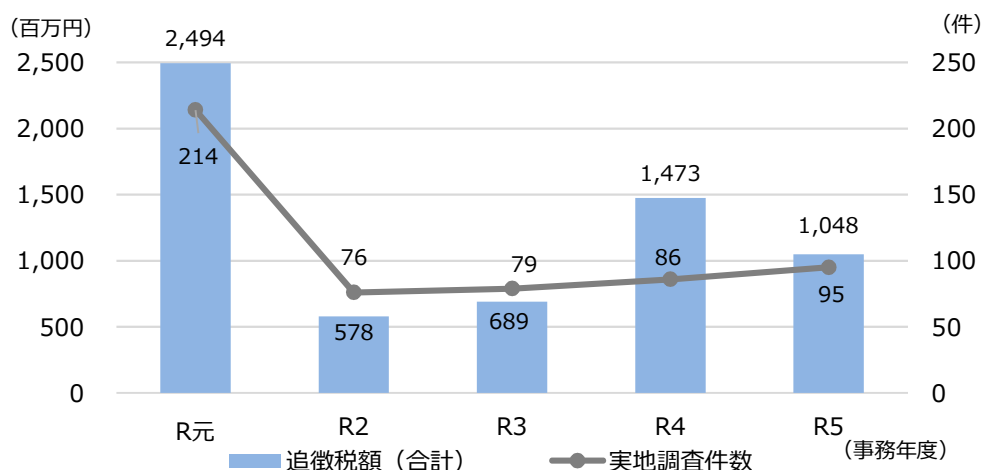
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和5事務年度においては、追徴税額合計は1,048百万円（対前事務年度比71.2%）でした。

○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	86 件	95 件	110.5 %
②	申告漏れの非違件数	70 件	84 件	120.0 %
③	非違割合 (②/①)	81.4 %	88.4 %	7.0 ポイント
④	申告漏れ課税価格	94 億円	95 億円	100.2 %
⑤	追徴税額	本税 1,180 百万円	856 百万円	72.6 %
⑥		加算税 293 百万円	192 百万円	65.4 %
⑦		合計 1,473 百万円	1,048 百万円	71.2 %
⑧	1 実 件 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (④/①) 10,971 万円	9,948 万円	90.7 %
⑨		追徴税額 (⑦/①) 1,713 万円	1,104 万円	64.4 %

○ 相続税の無申告事案に対する調査事績の推移



2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和5事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は16件（対前事務年度比72.7%）、海外資産に係る申告漏れ課税価格は573百万円（同142.9%）でした。

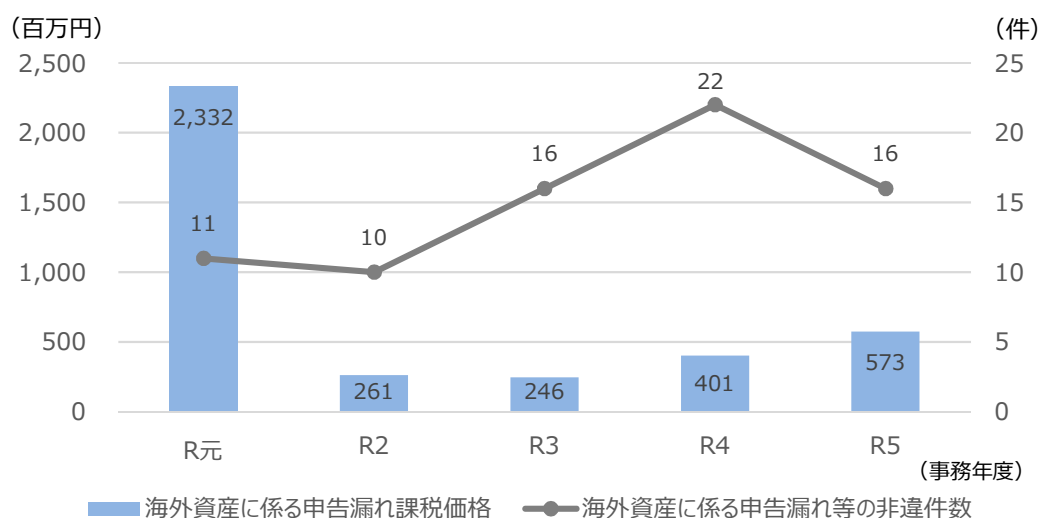
○ 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		対前事務年度比	
	令和4事務年度	令和5事務年度		
① 海外資産関連事案に対する実地調査件数	178 件	174 件	97.8 %	
② 海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	144 件	135 件	93.8	%
	22	16	72.7	
③ 海外資産に係る重加算税賦課件数	27 件	17 件	63.0	%
	1	1	100.0	
④ 海外資産に係る申告漏れ課税価格	4,551 百万円	4,551 百万円	100.0	%
	401	573	142.9	
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	684 百万円	670 百万円	98.0	%
	2	261	11,871.1	
⑥ 非違1件当たりの海外資産に係る申告漏れ課税価格（④/②）	3,160 万円	3,371 万円	106.7	%
	1,821	3,579	196.5	

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 相続税の海外資産関連事案に対する調査事績の推移



3 贈与税の实地調査の状況

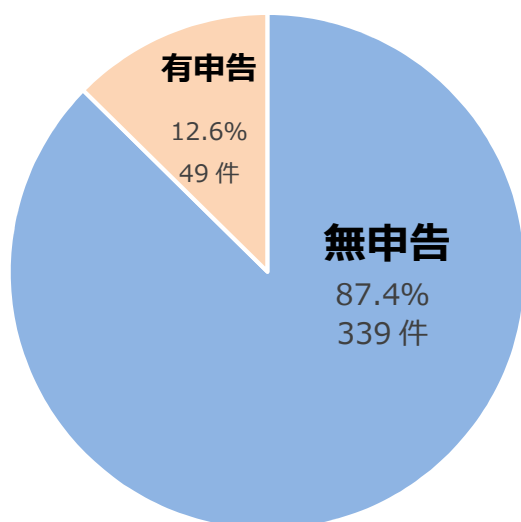
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和5事務年度においては、实地調査件数は388件（対前事務年度比91.7%）、追徴税額は1,442百万円（同79.5%）でした。

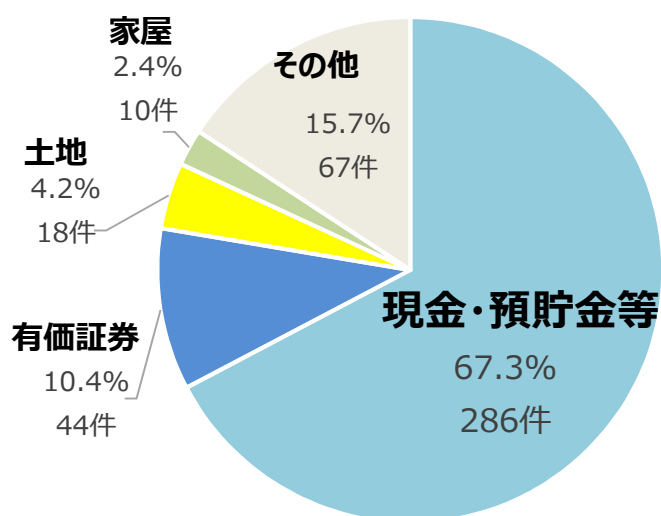
○ 贈与税事案の实地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
①	实地調査件数	423 件	388 件	91.7 %
②	申告漏れ等の非違件数	397 件	388 件	97.7 %
③	申告漏れ課税価格	4,050 百万円	3,676 百万円	90.8 %
④	追徴税額	1,814 百万円	1,442 百万円	79.5 %
⑤	1件当たり 实地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	957 万円	947 万円	99.0 %
⑥	1件当たり 实地調査 追徴税額 (④/①)	429 万円	372 万円	86.7 %

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



○ 調査事績に係る財産別非違件数（延件数）

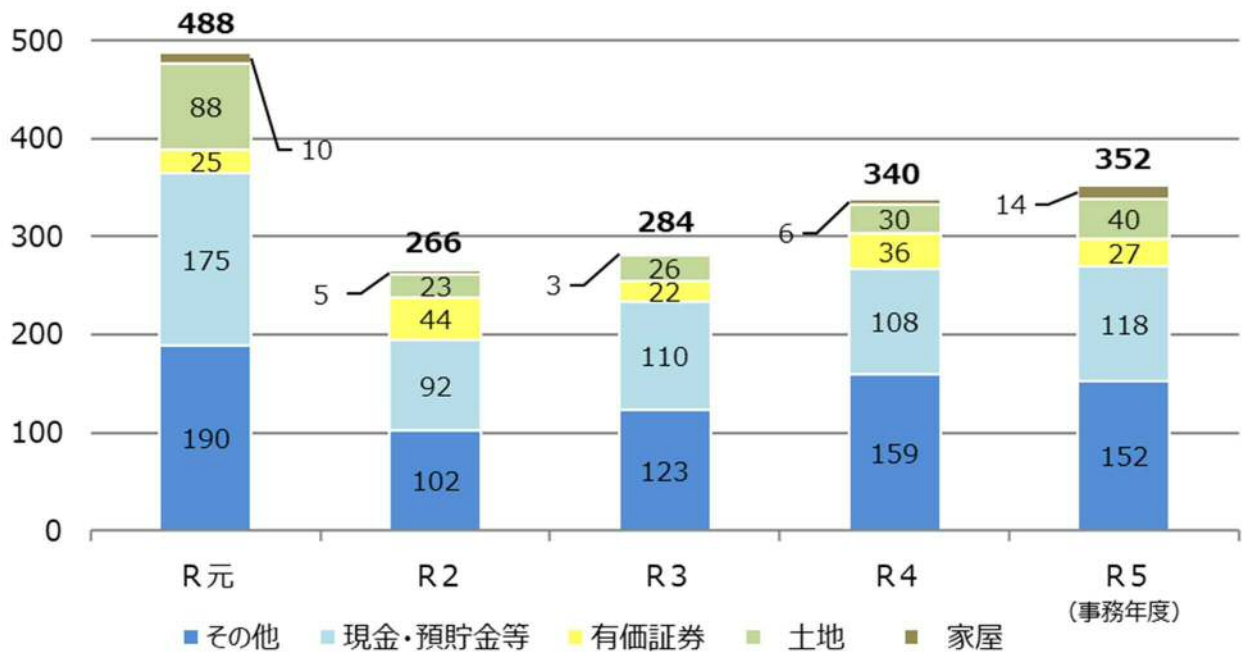


(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

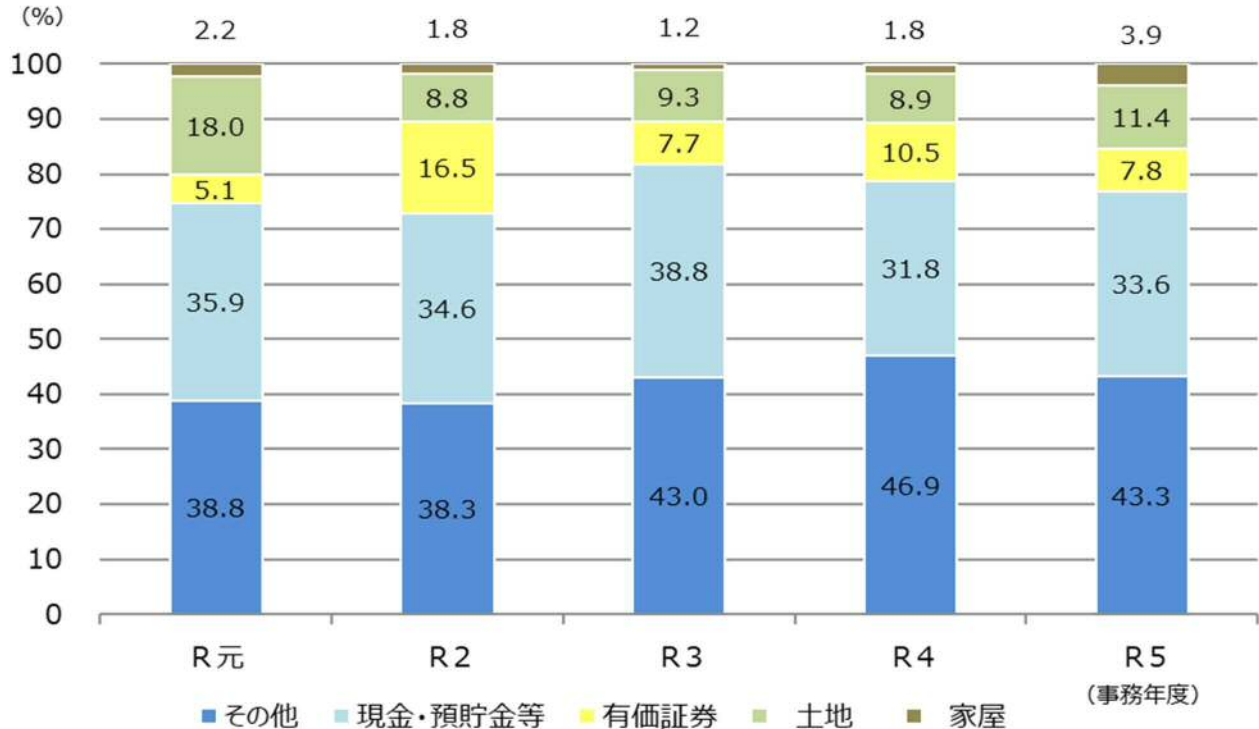
1 申告漏れ相続財産の金額の推移

(億円)

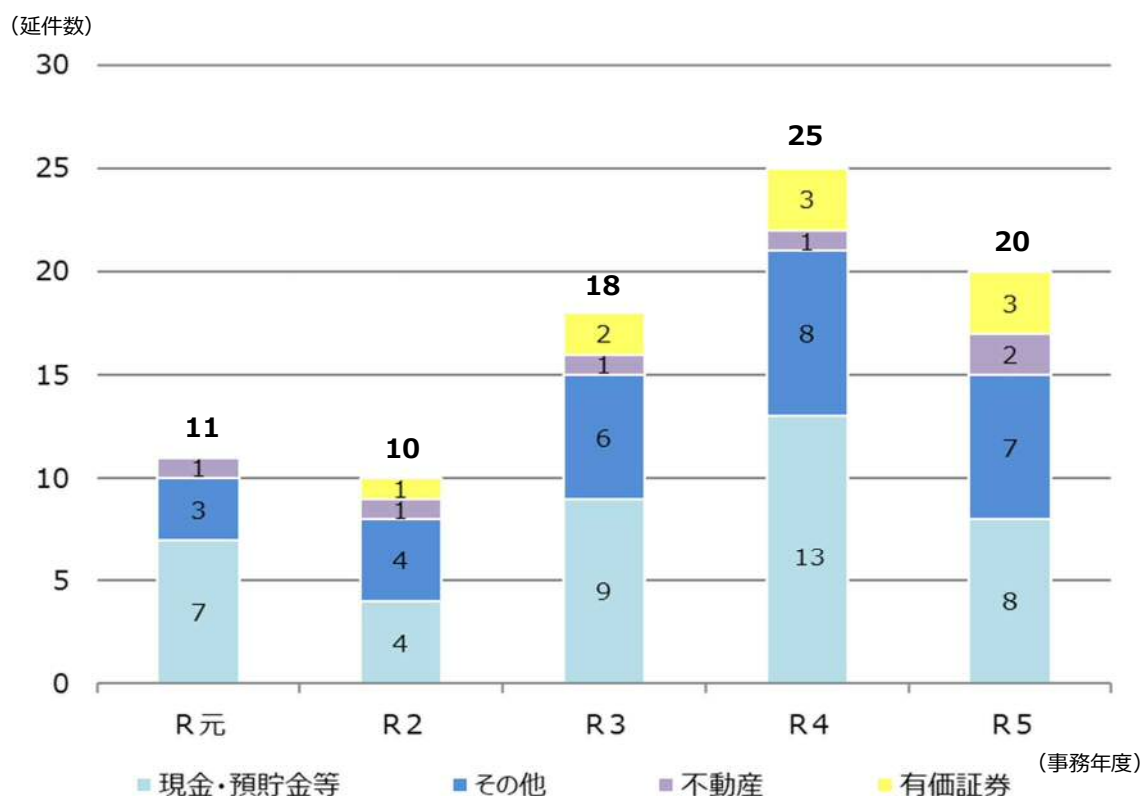


2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

(%)

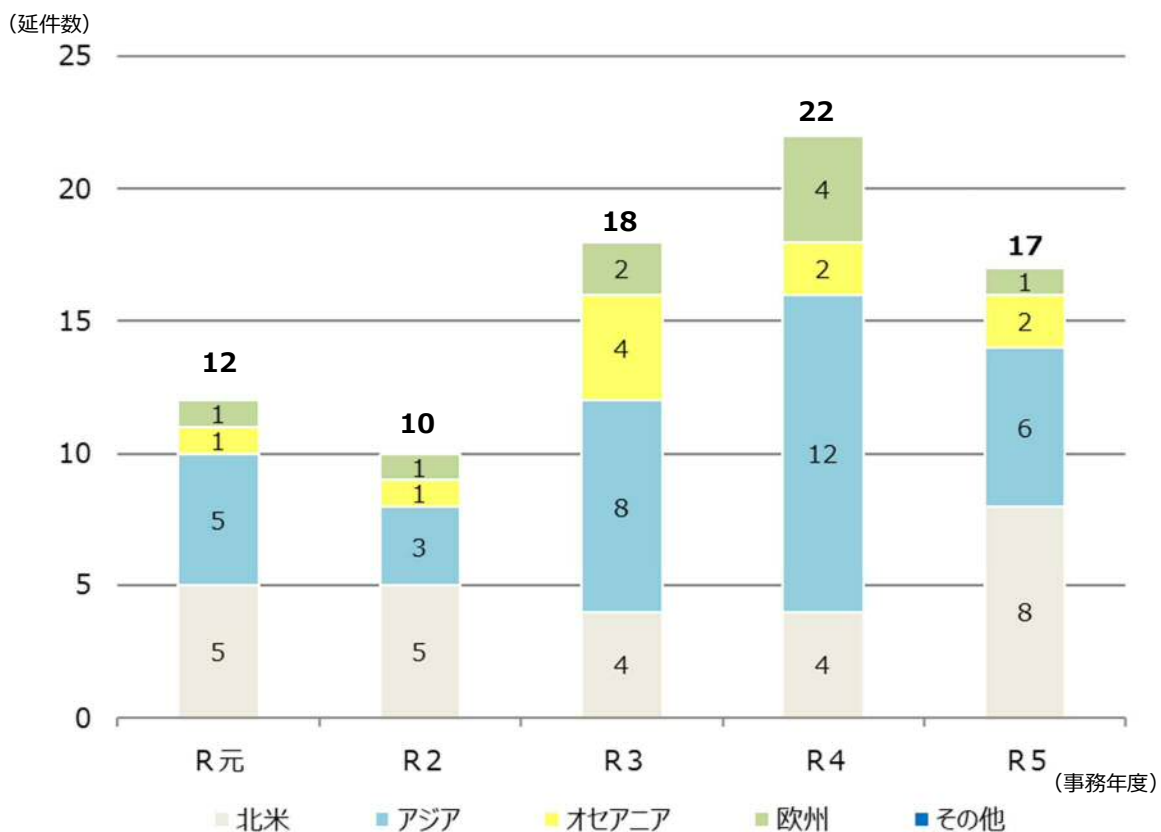


3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。